第7.X章

アニマルウェルフェアと 豚生産システム

構成(1)

第1条 定義

第2条 適用範囲

第3条 商用豚生産システム

第4条 豚のウェルフェアの基準(測定指標)

第5条 勧告

第6条 舎飼

第7条 職業訓練

第8条 取扱及び検査

第9条 痛みを伴う処置

構成(2)

第10条 動物への飼料、水の給与

第11条 環境改良

第12条 異常行動の防止

第13条 空間的ゆとり

第14条 床、敷料、寝床の表面

第15条 空気の性状

第16条 温度環境

第17条 騒音

第18条 照明

構成(3)

第19条 分娩及び泌乳

第20条 離乳

第21条 混合

第22条 遺伝学的選択

第23条 捕食動物からの保護

第24条 バイオセキュリティ及び動物の健康

第25条 緊急時計画

第26条 災害管理

第27条 安楽死(人道的殺処分)

定義と適用範囲

豚生産システムとは

肉の生産を意図して行われる豚の繁殖、育成及び管理の一部又はすべての作業を含むあらゆる商業 上の生産システム

<u>管理</u>とは

農場レベルでの管理及び家畜飼養管理者レベルで の管理

適用範囲は

豚生産におけるウェルフェア ただし、捕獲された野生の豚は除かれる。

豚のウェルフェアの基準(測定指標)

以下の結果に基づく基準、特に豚の状態に係る基準は、アニマルウェルフェアの実用的な指標になる。

- 行動
- 羅病率
- 死亡率•淘汰率
- 体重・体型の変化
- 繁殖効率
- 外観
- 取扱時の反応
- 跛行
- 飼養管理上の処置による合併症

舎飼

- 病気の豚や損傷している豚を処置・観察する ための隔離区域を設ける。
- 豚は繋がれるべきではない。
- 妊娠した成熟雌豚及び未経産雌豚は、群で 飼うことを奨励される。(豚は群で生活するの を好むため。)

痛みを伴う処置

- 痛みを伴う処置(外科的去勢、断尾、鼻輪等)は、飼養管理を円滑にすること、市場の要件を満たすこと、 人の安全とアニマルウェルフェアを向上することを 目的としてのみ行われる。
- 動物への痛み・苦痛を最低限に抑える。
- アニマルウェルフェアの強化のため、3つのRがある。 代替(replacement):(例)免疫的去勢豚の使用 削減(reduction):(例)必要な場合のみの断尾 改善(refinement):(例)鎮痛や麻酔の使用

環境改良

• ウェルフェアの向上のため、物理的及び社会的な環境の改良をさまざまな方法で提供されるものとする。

生まれながらの欲求(餌を探すこと、噛むこと、 鼻で地面を掘ること等)

- 一 視覚的、嗅覚的、聴覚的に他の豚と接触できる 社会的環境
- 好意的な人間との接触(たとえば、軽くたたく、 さする、話しかける)

空間的ゆとり

- 群飼型では、すべての豚が同時に休息でき、自由に動けるものとする。横臥と排せつの場所を分ける。
- 個体別のおり・囲いでは、豚が起立、回転、横臥が 自然に行うことができ、排せつ、横臥、給餌の区域を 分離するために十分な空間を設ける。
- ストール(クレート)は、豚が壁や上の棒に当たることなく起立でき、隣の豚を邪魔することなく横臥できるように適切な大きさとする。

環境

床、敷料 滑り・転倒を最小限にするように設計。

水はけをよくする。

空気 適切に換気をする。

高温ストレス 水を与える。

飼育密度を下げる。

低温ストレス 敷料の追加や暖房用マット・ランプを置く。

騒音突然の音や大きな騒音を最小限にする。

照明 豚が、他の豚や身の回りを見えるように

する。

離乳

- 離乳は、母豚と仔豚の両方にとってストレスになるので、良好な管理が必要。
- 離乳は3週齢以上が推奨される。
- 仔豚の離乳場所は清潔で乾燥しているようにする新たな離乳仔豚は、離乳後2週間は体調不良がないか監視する。

混合

- なじみのない豚との混合は、優越順位を確立する ための闘争につながるため、混合は可能な限り最小 限に抑える。
- 過剰な闘争や損傷を防ぐために、
 - 滑らない床にする。
 - 混合前に餌を与える。
 - 他の豚から隠れるためのバリアなどを設ける。
 - 少数の動物を大きなグループに混合するのを 避ける。 等

動物衛生管理

- 動物の身体的・生態的な健康とウェルフェアを最適にする。
- 豚の蹄・爪の状態をチェックし、跛行を予防する。
- 飼養者は、疾病や苦痛の初期症状(咳、下痢等)、 摂餌・飲水量の減少、体重・体型の変化等を把握 する。必要に応じて獣医師等に助言を求める。
- 歩行困難豚は、治療・診断に必要な場合以外は動かさない。
- 治療の失敗や、回復の見込みがない豚は可能な 限り早く人道的に殺処分する。